

宇土市第3期障がい者プラン 宇土市第5期障がい福祉計画 宇土市第1期障がい児福祉計画 概要版

第1章 計画の概要

1. 策定の趣旨

急速な高齢化の進行に伴う身体障がい者の増加や発達障がい、情緒障がいなどのある児童・生徒の増加、さらに現代社会におけるストレスなどを要因とした障がいの増加や重度化・重複化の傾向がみられます。

本計画は、近年の障がい者を巡る社会状況の変化を受け、平成24年3月に策定した「宇土市第2期障がい者プラン」と、平成27年3月に策定した「宇土市第4期障がい福祉計画」を見直し、本市において障がいのある人、ない人にかかわらず、ともに安心して暮らせる社会の実現をめざし、策定しました。

2. 計画の位置づけと期間

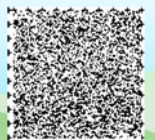
障がい者プランは、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）です。

市における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画です。

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に定める「市町村障害福祉計画」、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」です。

これらは、障がい者プランの中の「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画的なものとして、3年を1期として策定する計画です。

障がい者プランの計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。また、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



3. 計画の策定体制と過程

(1) 計画の策定体制

この計画は、保健・医療・福祉関係者、各種団体の長等により構成する「宇土市障害福祉計画等策定委員会」において、計画内容などについての検討を行いました。

(2) 実態調査

計画策定にあたっては、障がい者の生活実態やニーズなどを把握分析するため、宇土市において身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方、障がい福祉サービスや児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を利用している方の中から抽出しアンケート調査を実施しました。

(3) 関係団体からの意見聴取

障がい者の生活と関連の深い施設、団体、当事者等から、障がい者福祉に対する意見を聴取しました。

第2章 障がい者等の状況

1. 人口の動向

(1) 人口構造

本市の総人口は平成29年3月末現在37,442人であり、うち、男性は17,885人、女性は19,557人となっています。

(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は平成17年をピークに減少傾向にあります。一方、高齢化に伴い、65歳以上の人口は一貫して増加しています。



2. 身体障がい児・者の状況

本市の身体障がい者手帳所持者数は、平成 28 年度末現在 1,793 人となっています。総人口に占める本市の身体障がい者の割合は 4.79%（平成 28 年度末現在）となっています。

3. 知的障がい児・者の状況

本市の療育手帳所持者数は、平成 28 年度末現在 341 人となっており、増加傾向にあります。総人口に占める本市の療育手帳所持者の割合は 0.91%（平成 28 年度末現在）となっています。

4. 精神障がい児・者の状況

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数はおおむね増加傾向にあり、平成 28 年度末現在 387 人となっています。

また、自立支援医療（精神）利用者数は、平成 28 年度末現在 621 人となっており、平成 24 年度と比べて 20.0%増加しています。

5. 難病患者の状況

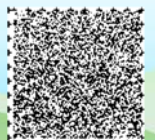
平成 28 年度末現在、宇城保健所管内における難病患者数は 975 人で、平成 27 年度と比較するとやや減少したものの、平成 24 年度からの推移をみるとおおむね増加傾向にあります。特に神経・筋系疾患が 270 人、消化器系疾患が 222 人と多くなっています。

6. 障がい者雇用の状況

平成 29 年 6 月 1 日現在、本市における職員の障がい者雇用人数は 9.5 人となっており、障がい者雇用率は 2.88%です。法定雇用率 2.3%を達成しています。

7. 特別支援学校、特別支援学級の状況

平成 29 年 5 月 1 日現在、本市からの特別支援学校への在学者数は 38 人となっています。



第3章 基本理念

障がいのある人，ない人にかかわらず だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

第4章 障がい者施策の展開

1. 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

- 不動産業者への理解促進
- 住宅改修の促進
- 居住系サービスの整備促進
- 居住サポート事業の実施

(2) 外出支援の整備

- 移動支援事業の充実
- 自動車運転免許取得・改造助成事業の実施
- 公共交通機関との連携
- 福祉タクシー助成事業の実施
- あじさいカードの交付

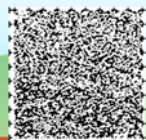
(3) アクセシビリティに配慮したまちづくりの総合的な推進

- 公共施設や道路等のバリアフリー化推進
- 道路整備の推進
- 市営住宅のバリアフリー化
- 公共賃貸住宅の供給
- 民間施設のバリアフリー化
- 住宅改造等の制度の充実

2. 情報アクセシビリティの向上

(1) 情報アクセシビリティの向上

- コミュニケーション手段の充実
- ITの利用啓発
- コミュニケーションボードの活用
- 多様な手段による情報提供の充実
- ウェブアクセシビリティの継続的な確保・維持・向上



3. 防災，防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

- 災害時の情報提供の充実 ●防災知識の普及
- 情報伝達手段の確保と伝達方法の整備
- 避難行動要支援者の避難支援意識の啓発 ●福祉避難所等の整備

(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

- 自主防犯組織の育成 ●関係団体との連携による防犯対策の推進
- 消費生活相談の充実

4. 障がいに対する理解と交流の促進

(1) 障がい者への理解と差別解消の促進

- 障がい者に対する理解の促進 ●精神障がいに対する理解の促進
- 認知症に対する理解の促進 ●ソーシャルインクルージョンの理念の定着
- 団体等が実施する活動に対する支援 ●障がい者週間のPR啓発事業
- 障がい者の権利を守る仕組み作り
- 各種講演会の実施 ●障がい者に対する虐待防止 ●合理的配慮の提供

(2) 福祉教育の充実

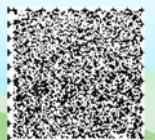
- 交流機会の拡大 ●カリキュラムづくりへの積極的な支援
- 人権教育による啓発 ●障がい者に関する市職員研修の充実

(3) 精神障がい者の社会参加

- 心の健康づくりへの参加促進 ●地域の人々との交流促進

(4) ボランティア活動の振興

- ボランティア活動の振興



5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 意思決定支援の推進

- 手話通訳者，要約筆記者，盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣，設置等による支援
- 手話通訳者，要約筆記者，盲ろう者向け通訳・介助員，点訳奉仕員等の養成研修等の実施
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器の利用支援
- 絵記号等の普及及び利用の促進

(2) 相談支援体制の構築

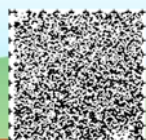
- 障がい相談支援体制の整備
- 職員の資質向上
- 各種相談機関の連携強化
- 相談支援事業の活用
- 障がい者相談員の周知と充実

(3) 在宅福祉サービスの充実

- 訪問系・日中活動系等サービスの充実
- 地域生活支援事業の充実
- 人工内耳音声処理装置給付事業の実施
- 在宅障害者紙おむつ費等助成事業の実施

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

- 障がいのある子ども等を取り巻くネットワーク機能の充実
- 児童発達支援の充実
- 放課後や長期休暇時における児童・生徒等への支援体制の強化



6. 保健・医療の推進

(1) 保健・医療の充実

- 乳幼児健康診査の実施 ●難病疾患に対する支援
- 若年者特定健康診査, 特定健康診査, 特定保健指導
- 重症化予防事業 ●精神疾患等の予防と早期発見, 早期治療の促進
- 自立支援医療, 重度心身障害者医療制度の周知

(2) 精神保健対策の充実

- 精神保健知識の普及・啓発と心の健康づくりの推進
- 啓発・広報による制度の利用促進 ●地域相談支援体制の確立
- 精神障がい者に対する保健福祉事業の推進

(3) 難病に関する保健・医療施策の推進

- 難病患者等に対する生活支援体制の整備 ●難病患者に対する福祉施策の推進
- あらゆる媒体等を通じた広報・啓発

(4) 障がい原因となる疾病等の予防・治療

- 乳幼児健康診査・相談・訪問の充実 ●保健指導の強化 ●心の健康づくりの推進
- 治療環境の整備

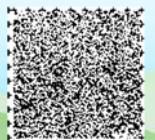
7. 雇用・就業, 経済的自立の支援

(1) 総合的な就労支援

- 就労継続支援事業・地域活動支援センターの充実 ●授産製品の販売支援
- 就労移行支援事業の利用促進 ●企業等に対する理解促進
- 障がい者雇用の促進 ●就労支援ネットワークの充実
- 就労支援のネットワークの構築 ●就労支援の充実
- 障がい者就労支援相談の実施

(2) 経済的自立の支援

- 年金・手当制度の周知 ●成年後見制度等の周知 ●各種割引制度の周知
- 在宅介護手当の実施



8. 教育，文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 療育の充実

- 早期療育の充実 ●療育，教育相談，教育支援に関する広報の充実
- 障がい児保育等の充実 ●個別支援ファイルの作成 ●療育相談の周知と充実
- 難聴児補聴器購入費助成事業の実施

(2) 学校教育の充実

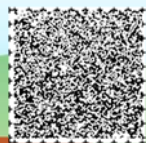
- 教育相談，教育支援体制の充実 ●学校施設のバリアフリー化
- 特別支援教育推進体制の整備 ●インクルーシブ教育の充実

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- 学習活動の支援 ●市主催事業での手話通訳等の実施
- 点字図書・大活字本の整備充実

(4) 文化芸術活動，スポーツ等の振興

- 障がい者スポーツの振興 ●ボランティアの参加促進
- 市民に対する広報活動の展開
- 聴覚障がい者，視覚障がい者に対する情報提供体制の整備
- 入場料・使用料の減免措置の充実 ●芸術祭や展覧会等の開催支援
- 地域の人々との交流促進



第5章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の施設入所者数

45 (A)

【目標】目標年度入所者数

41 (B)

【目標】削減見込 (A - B) (②)

(A) - (B)	割合 (%)
4	8.9

(2%以上)

【目標】地域生活移行者数 (①)

	割合 (%)
5	11.1

(9%以上)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

有

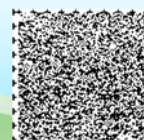
(3) 地域生活支援拠点等の整備

【目標】地域生活支援拠点等の整備数

1 か所

【目標】基幹相談支援センターの設置

1 か所

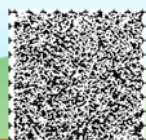


(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数 値	備 考
年間一般就労移行者数 (平成 28 年度)	5	(A)
【目標】年間一般就労移行者数 (平成 32 年度)	8	A の 1.5 倍以上
平成 28 年度末の 就労移行支援事業利用者数	10	(B)
【目標】就労移行支援事業利用者数	12	B の 2 割以上 (平成 32 年度末)
平成 30 年度において、就労定着支援 事業の利用を開始した人数	6	
【目標】就労定着支援事業による 支援を開始した時点から 1 年後の 職場定着率 (平成 31 年度)	5	80% 以上
平成 31 年度において、就労定着支援 事業の利用を開始した人数	7	
【目標】就労定着支援事業による 支援を開始した時点から 1 年後の 職場定着率 (平成 32 年度)	6	80% 以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	数 値	備 考
【目標】児童発達支援センターの整 備数	1 場所	宇城圏域に 1 場所 整備予定
【目標】保育所等訪問支援を利用で きる体制の構築	1 場所	宇土市に 1 場所整 備済み
【目標】主に重症心身障害児を支援 する児童発達支援センター及び放課 後等デイサービス事業所の確保数	1 場所	宇城圏域に 1 場所 整備予定
【目標】保健, 医療, 障害福祉, 保育, 教育等の関係機関等が連携を図るた めの協議の場の設置	1 場所 設置	宇城圏域に 1 場所 設置予定



第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進のために

(1) 制度の普及啓発

障害者自立支援法の普及啓発に努めるとともに、「ノーマライゼーション」の理念の定着を図ります。

(2) 障がい者ニーズの把握・反映

施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(3) 地域社会の理解促進

住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2. 推進体制の整備

(1) 計画の達成状況の進行管理

各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況の点検・評価を行います。

(2) 人材の養成確保及び資質の向上

障がい福祉サービスの量的な整備とともに、サービスの質的向上を図るために、ホームヘルパーや地域における専門スタッフ等の計画的養成に努めます。

(3) 庁内推進体制の整備

すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(4) 関係機関等の連携

「宇城圏域障がい者支援協議会」で中立、公平な相談支援事業の運営評価等を実施するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。

